

第 2 回 農業 W G 議事概要

1 . 日 時 : 平成 22 年 4 月 14 日 (水) 11:00 ~ 13:00

2 . 場 所 : 永田町合同庁舎第 1 共用会議室

3 . 出席者

(委員) 安藤至大、工藤美香、昆吉則、沸田利弘、本間正義、山下一仁、吉田誠、
相澤光江、大上二三雄、榎谷隆夫、草刈隆朗

(政府) 大塚副大臣、田村大臣政務官

(事務局) 松山事務局長、小田審議官、吉田参事官

4 . 議事概要

松山事務局長 それでは、時間になりましたので、第 2 回「農業 W G」を開催させていただきます。皆様方には御多用中、御出席を賜りましてありがとうございます。

まずは開会に当たりまして、田村主査から一言お願いいたします。

田村政務官 お疲れ様でございます。今日もお忙しいところを御参加いただきまして、誠にありがとうございます。大塚副大臣は後で途中から参ります。

今月、大変過密なスケジュールでお願いしておりますけれども、その中本当にありがたいなと思っています。今日も検討が進むように、実のある議論ができますように、どうぞよろしくお願いいたします。

松山事務局長 ありがとうございます。

それでは、議事に移りたいと存じます。

本日の議題でございますが、お手元にお配りをしております議事次第のとおりでありますけれども、まずは「W G の運営 (「その他」テーマの取扱い) ついて」でございます。

前回、どの W G にも属さない、言わばその他検討テーマというものについて御議論をいただきましたけれども、この点につきまして、田村主査の方から御説明をお願いいたします。

田村政務官 前回の W G で、その他テーマについて 3 つの W G に半ば機械的に割り振って御検討いただけないかという提案をさせていただいて、御意見をいただきましたので考え直しまして、簡単に資料 1 に沿って御説明をさせていただきます。

幾つもありますけれども、まず 1 つ目として、物流関係ということで、それは下の方に対象テーマとして、保税搬入、内航海運、外航海運と 3 つのテーマにつきましては、私のサポートチームというものを編成いたしまして、分科会 W G のうち、専門的知見があって調査審議を希望してくださる方々に別途依頼をして、別チームで検討させていただきたいということ。

それ以外のテーマでありますけれども、それは下半分に並んでいるテーマであります。こちらについては案件の精査の度合いですとか、各省の状況等を見ながら、適宜、分科会・

WGメンバーですとか有識者のサポートをいただきながら、事務局と相談しながら進めてまいりたいと考えております。

この 外国高度人材から まで、その下に7月以降ということで3つ並んでいますけれども、この中でも特に最後の3つ、 アジアワイドの航空市場統合、 貨物に関するチャーター便・臨時便の許認可制度の見直し、 官民連携による水道事業の国際展開に関する地方公務員の派遣法制の整備。どれも大変重要なテーマでございますけれども、やはり5月いっぱいというタイミングで結論を出すというのは大変難しいと考えておりました、7月以降に検討するテーマとさせていただければありがたいと考えております。

その上にあります 石油備蓄等における特定屋外貯蔵タンクに係る開放検査の合理化につきましては、前はグリーンイノベーションWGの方に入れていたんですけれども、これも併せてまとめて、適宜、分科会・WGのメンバーや有識者のサポートをいただきながら、事務局中心に進めていきたい。

以上が進め方の案でございます。

松山事務局長 ありがとうございます。田村主査のただいまの御説明に関しまして、御意見等、もしございましたら、どうぞ。

榎谷委員 その他のWGという名前はわかりませんが、手を挙げれば参加させていただけるということですか。

田村政務官 はい。

榎谷委員 わかりました。

田村政務官 是非よろしくお願いします。

松山事務局長 それでは、よろしゅうございますか。それでは、ただいまのような方向で、今後進めさせていただきたいと思えます。

それでは、次の議題、追加テーマの紹介をさせていただきたいと思えます。

農業WGに関連いたしまして、委員の皆様方からいただきました追加検討テーマの一覧表が資料2という横長の紙でございます。たくさん積極的に御提案をちょうだいいたしまして、ありがとうございます。

これを整理させていただきましたけれども、備考の欄にグリーンWGの検討課題とさせていただいた方がいいかなと思われるものが、いただきました御提案の中で4つございます。備考のところに書いてある4つでございますけれども、それ以外のものが30テーマございます。この30テーマにつきまして、基本的に農業WGの検討テーマとして今後御検討いただければと考えております。

追加テーマに関しまして、御提案をいただきました皆様から補足的にもし御意見、御説明がございましたら、お願いいたします。よろしゅうございますか。

それでは、以上のような資料2につきましては、ただいま申し上げましたような方向で取扱いをさせていただきたいと存じます。

それでは、次の議題、「農業WGにおける検討の視点」に移りたいと存じます。まず資料

3をごらんいただきたいと思います。この検討の視点につきまして、田村主査から御説明をお願いいたします。

田村政務官 資料3に基づきまして、簡単に御説明をさせていただきます。前回のWGにおきまして、皆様から各論を個別に議論するだけではなくて、まずは全体を俯瞰して問題点を把握した上で方向性を出すべきだという御指摘を幾つもいただきましたので、このWGの検討においての基本的な方向性というものを、地域経済社会を支える農業の成長産業化を目指すものと置いた上で、それに向けての6つの検討の視点というものを案として提示をさせていただいております。

ごらんいただきますように、1つ目は、意欲ある多様な農業者の参入促進。2つ目は、優良農地の確保と有効利用の促進。3つ目に、農業支援機関(農協)の機能や役割の検証。4つ目として、現場目線の事業活動阻害要因の除去。5つ目として、成長産業化に向けての制度基盤等。6つ目が消費者目線での安心・安全(食品表示等)という視点を6つ案として掲げさせていただきましたので、それについて皆様の御意見をいただきたいと思っております。

なお、前回のWGにおきましては、本間委員から漁業についてもという大変貴重な御提案をいただいたんですけども、やはり今回は何よりも時間的制約もありまして、そういう中で絞っていくということがございますので、大変恐縮なんですけれども、今回それについては視点に加えてございません。その点は御容赦をいただければと思います。

松山事務局長 ありがとうございます。資料3、検討の視点につきまして御意見がございましたら、お願いします。

本間委員、どうぞ。

本間委員 大変ありがとうございます。漁業に関しては、引き続きインプットをしたいということで申し上げた次第でありまして、特に6月までの議論は重点項目に絞るということですので、今回は盛り込まなかったということは十分了解いたしております。

その上で政務官に御質問なんですけれども、検討の視点はこの順序でプライオリティーをお考えなのか、これの序列をどう考えたらよろしいのでしょうか。

田村政務官 序列は特になかったと思いますね。

松山事務局長 この次のテーマで御検討いただきたいと思っている中心テーマでございますけれども、今後の検討テーマの分類ということをお話しいただこうと思っております。

その中で、具体的に例えば農地の問題ですとか、農協の問題ですとか、そういう具体的にこのテーマを6月までに取り上げていこうとか、重要だけれども、中期的な課題にしようとか、そういう御議論をいただきたいと思っています。その意味では、資料3の6項目につきまして、ここに書いた順番で重要性を図っているということでは必ずしもないということでございます。

本間委員 了解です。

田村政務官 ですので、勿論、検討の視点はほかにもこういうものがより重要だとかと

いうことを含め、その優先順位も含めて御意見をいただければと思います。

安藤委員 2点気になっているところがあります。まず1点目は最初の方の「地域経済社会を支える農業の成長産業化」についてです。

農業の成長産業化は結構なことだと思うのですが、地域経済社会を支えるということが引っかかります。というのは、このような言葉を隠れ蓑にして、これまで非効率的な規制や制度がいろいろと温存されてきた経緯があるように思えるからです。地域経済社会を支えるという理由で結果的に何も変えられないといったような結論になるのは望ましくないので、仮に書くのであれば、これがどのような意味かということも明確にしておく必要があるのではないのでしょうか。

もう一つは、この下に6つ挙げられているものは、すべて生産者、供給者サイドの視点からの見解であるという点です。本来、政策というのは、まずは消費者のためのものであるべきだと思います。消費者が安全でおいしいものをより安価に手に入れることができるためには、どのような政策が必要なのかが重要であり、そのことを考える過程で生産者サイドのことを議論すべきです。日本国民の中で農業の生産者サイドの人間よりも消費者サイドの人間の方が圧倒的に多いわけですし、少なくとも両方の視点は欠かせないと思うので、消費者のための農政という視点も考慮していただけたらと思います。

松山事務局長 ありがとうございます。

山下委員、どうぞ。

山下委員 私も同じように感じるので、地域経済社会といったら極めて狭い概念です。なぜ農業を保護しているかと言うと、基本的には消費者の視点というか、国民に食料を安定的に供給してくれるから農業はこれまで保護してきたわけです。

だから、地域の商店街については、戸別所得補償などはやらないわけです。それはなぜ農業に対してやっているかと言うと、国民食料への安定供給があるからです。もしよかったら、地域経済社会を支えるの前に、国民への食料の安定供給という役割を果たすとともにとか、そういうふうなことを入れていただければ、多分優良農地の確保というのも、これは国民食料の農地を確保するというのは、究極の食糧安全保障だと思いますので、そういうところにつながってくると思うんです。そういう視点を入れていただければと思います。

松山事務局長 どうぞ。

昆委員 私も全く同感でございます。消費者目線で安心・安全ということだけがありますけれども、安藤委員もおっしゃられた、あるいは山下委員もおっしゃられた安価のというのを入れていくというのが重要なことだと思います。

松山事務局長 ありがとうございます。

吉田委員、どうぞ。

吉田委員 基本的には同意見なんですけれども、安全保障の視点というのはどこかに書き込むべきだろうと思います。ただ、地域経済社会の文言については、そういうとらえ方

もあると思うんですけれども、基本的に地方の視点から見ると、地方に存立基盤を置ける地方型の産業創出としては、やはり農水産業がメインであるだろうと。今までのように企業誘致でやっていくというような話ではない。そういう視点から見ると、こういう文言もあり得るかなとは考えています。

もう一つは、サプライチェーンの問題というのは当然出てきますので、これは流通、特に生産現場に関して今回議論が集中するんだと思っているんですけれども、サプライチェーンの視点から見ると、やはり調達元である農業の生産現場の消費者の問題を集中して審議するということでは、こういう書き方にもなったのかなとは理解しています。

もう一つは、昆委員の言われた安価ということなんですけれども、できれば低コストということの方が、安売りを別にしたくないので、当然、消費者生活で安価にはなると思うんですけれども、生産現場の議論としては今まで多分農協を中心としたバリューチェーンの中で抜けている視点としては低コスト、コストの削減を徹底するということかなと思うんですが、いかがでしょうか。

昆委員 了解できました。更に言えば、良質、安価と言いたいです。それでおっしゃる意味はあれだと思うんです。

松山事務局長 大上委員、どうぞ。

大上委員 以前、産業として農業を分析したときに、今おっしゃられているような生産者と流通、サプライチェーンの問題。これは非常に大きいなと、切れている。要は消費者が求めるプライスと品質と、生産者が提供するプライスと品質というのが1つはミスマッチがあるなど。

その問題と、もう一つ、R & Dと事業者です。これは農業の生産あるいは保存に関わる研究というのは、大学、国、県あるいは場合によっては市町村、そういうところでやられているんですが、そういうものの研究機関同士の連携ということと、研究の成果が事業者に対して生かされるという部分のつながりが非常に弱いなという問題があります。

今のお話でいきますと、R & Dの部分はどう事業者のためになるようなものやっっていくか。そういう観点での規制改革という点も非常に重要ではないかなと思います。

松山事務局長 本間委員、どうぞ。

本間委員 余りここで頭でっかちの議論ばかりしていても始まらないと思うんです。ですから、ここは例えば今までの御議論をまとめるわけではないんですけれども、国民的視座で検討するといったくくりで事務局にお任せして、余りいろんなものを詰め込んで、あれも足りない、これも足りないということになりますと、また皆さんいろんなものが出てくると思いますので、そこはざっくり三役ないしは事務方の方で再度まとめていただければと思います。

田村政務官 最後は本間委員が言うようにさせていただきますけれども、もしほかに御意見がありましたら、聞いた上でそうさせていただきますので。

松山事務局長 佛田委員、どうぞ。

佛田委員 農業を考えると、地域経済社会という言葉の意味とか範囲とか定義というのはかなりあいまいな部分が多くて、ですから、地域・経済・社会なのか、地域経済社会というものをどうとらえるのかということが割に不明確なものですから、全体の構造改革に対してのインパクトを与えられないと思うんです。

つまり、農村というのは、作物というのは動物であったり植物を育てるものですから、農家の人々の表現形式というのは、言葉を使わないで作業しますから、表現が非常に苦手なんです。知識科学などで言うと、暗黙知とあって、非常に知識がたまっているんですけども、言葉や文字になりにくい領域です。つまり、何を申し上げたいかということ、恐らく今回のWGの検討の視点を考え、もしくはこのWGにおける成果を考えると、地域経済社会というものをどう定義して、それに対してどう働きかけるのかということが鮮明になることが恐らくここでの成果と直接的に結び付くのではないかなと思うんです。

つまり、地域経済社会とは一体何かということを知りやすく掲げる必要があるのではないかなと思います。

以上です。

松山事務局長 ありがとうございます。いろいろ御意見をいただきまして、それでは、今いただきました御意見、消費者の視点、国民的視座、地域経済社会についての考え方、これは確かに定義といいますか、内容的にはおっしゃっている方、使われる方それぞれで違っている場合も多いと思いますので、その辺、留意をしながら、表現振りにつきましては次回、もう一度ごらんいただけるようにいたしたいと思います。

それでは、続きまして今日の中心的なテーマでございますけれども、検討テーマの分類につきまして、御議論をいただきたいと思います。

まず、資料4-1、4-2、4-3辺りをごらんいただきながらということでございますけれども、今日は検討項目につきましての具体的な検討テーマの分類、今後どういうふうに取り組んでいくのかの分類をさせていただきたいと思っております。

まず、資料4-1でございます。時間の制約が大変厳しい中で多数の検討テーマを効率的に御議論いただきまして、できるだけ多くの成果を得たいということでございますので、重点検討項目から検討項目、調整項目、中期的検討項目、検討の対象としない項目まで5つの分類をしていただければと考えております。

そして、この一番上の重点検討項目でございますけれども、これは特に重要なテーマで、政務官調整を前提に6月までに一定の結論を得るべく、このWGで集中的に対処方針を御審議いただく項目ということでございますけれども、これにつきましては時間の制約から3件ないし4件程度に絞っていただくのが望ましいのではないかと考えております。

ちなみに(2)検討項目も、6月までに一定の結論を得るべく取り組むというテーマということでございますけれども、政務官調整を必ず必要とすることでもないのかなという意味で検討項目という分類でございます。

調整項目につきましては、所管省庁が当該規制・制度改革を実施する方向の項目、ある

いは運用の改善等実務的な項目ということで、調整ができ得る項目という考え方でございます。

(4)の中期的検討項目につきましては、6月以降、引き続き検討していただくべき項目という考え方でございます。

続きまして、資料4-2でございます。いただいた御意見を含めまして、資料3の6つの検討の視点がございましたけれども、それごとにグループ分けをしまして、並べ替えをしております。

この中身でございますけれども、まずグループの1で「新規参入の促進及び農地の確保と有効利用」、2の「農業支援機関」。この分類につきましては、重要性が高いとの御意見が多ございました。その意味で、この2つを重点的に検討するというところでございます。

ただ、この中にありましても、6月までの検討期間では、結論に至るのが難しいと思われるもの、また、運用の改善など実務的なものは調整項目とします。

本日は、まさにこの分類につきまして御審議をいただき、WGとしてのお考え、基本的なスタンスを決めていただければと考えております。

併せまして、資料4-3といたしまして、検討テーマ各項目の個票を付けてございます。その後ろに、本日は委員限りとしてございますが、各省庁からの回答でございます。規制評価シート。この評価というのは各省庁がそれぞれこのように考えるという意味でございますけれども、この回答は大体出てまいりましたので、これをお付けしております。

今回、お付けしました規制評価シートは、当初、事務局が検討テーマとしてお示しをしました8テーマだけに限られております。それに限定的ではございますけれども、各省は回答してきたところでございます。

それでは、たくさん資料があってあれでございますけれども、検討テーマの分類につきまして、御議論をいただければと思います。よろしく申し上げます。

政務官、どうぞ。

田村政務官 済みません、補足ではなくて、今、追加的にお配りをした資料というか差し替えて、新成長戦略、昨年末に閣議決定をしたものですが、農業は余りグリーンやライフに比べると少ないんですけれども、3ページ目の観光立国の項目のところにも農業が出てまいりますので御参考に、今回この規制改革分科会で取扱うものについても、取組めるものは6月にまとめる新成長戦略に取り込んでいくということですので、御参考にお配りをしました。

もともとお配りしていたんですけれども、ページが抜けていましたので、改めて配付をさせていただきましたので、御参考にござらんをいただければと思います。

松山事務局長 ありがとうございました。

それでは、御自由に御意見をお願いいたします。

どうぞ。

昆委員 今の田村政務官の追加のお話の中で、成長産業分野としての農業ということで、

観光立国・地域活性化戦略ということだけが取り上げられております。

実は、前回のとき私が欠席させていただきましたのは、オーストラリアのビクトリア州政府の御案内で、メイド・バイ・ジャパニーズの農業をオーストラリアでやってほしいということで、農家とともに行ったわけなんです。実は、メイド・バイ・ジャパニーズということも 10 年以上前からずっと言っておりまして、国内的にはほとんど黙殺気味なんですけれども、逆にウクライナだとか、ロシアだとか、中国だとか、マケドニアだとか、そんなところの政府機関だとか民間企業がメイド・バイ・ジャパニーズをやってほしいと。そのジャパンプレミアムを生かした世界に日本の農業というのはマーケットがあり得るんだというような御招待が来るんです。

そういうことを考えると、日本のマーケットというのはどんどん小さくなるわけですが、日本にあるもの、日本でなければならぬもの、日本人がつくってきたものというのは、食と農の分野においては、まさに今の時代、世界に展開し得る有力産業だと思っております。その辺のところも是非政府のところでもお考えいただければと思います。

草刈分科会長代理 今の昆さんの話はそのとおりだと思いますし、例えば農業だけではなくて医療とか、そういうものも当然外国に出て行って、ツーリズムなどは日本でやっても高くても来ないだろうなど。外国に出て行ってやったら同じだよなということもあるわけですが、ただ今回のものは制約ばかり申し上げてあれなんだけれども、国内の構造的な問題というのが滅茶苦茶たくさんあるわけだから、まずそれからいきましょうという観点でやらざるを得ないというか、お話はわかるけれども、そちらをコンセントレートするよりしょうがないという理解をしているんです。

山下さんが書いてこられたいろいろなテーマがありますね。これも全部大事なことばかりなんだけれども、ネクストステージで議論するしかしょうがないなというので、本当は非常に大事なことはたくさんあるんだろうと思っています。

先ほどからお話に出てくるように、国民生活に直結する問題と、地域活性化は勿論いいんだけれども、非効率なものが温存されてきたというのが安藤委員が言った話ですね。その辺を注意しながら、何点かに絞ってやるでしょうねというのが最終的にこういう形になったんだと理解しているんです。

皆さん、例えば農業委員会の話は吉田さんでしたか。本当にこれは一回御破算にした方がいいところだと思うんだけれども、最近まで丹羽さんがやられていた地方分権改革推進委員会でも、農業委員会というのは必置は必要ないと、教育委員会も農業委員会も必置は要らないんだという議論、結論も出ているんです。だけれども、いきなり廃止というのであれば、見直しという形で一歩でも進んでいるというような観点で多分とられているんだろうと思うので、おっしゃる意味は、私も同感です。

山下委員 ロジ的なこととサブ的なことが2つあるんですけれども、ロジ的なことは、優先順位については、この会議の議事録の公開はいつごろなんですか。

小田審議官 今日の会議ですか。

松山事務局長 その扱いですけれども、今日、WGとしての方向性、お考えは大体まとめていただいて、次回、来週の金曜日にお時間をいただいておりますけれども、次回のときにはこの重点検討項目について集中的に御議論いただいて、こういう方針で各省とも調整しようということまで行っていただければと思っています。

ただし、今の段階で、1つには政務官は今日御出席ですし、副大臣も後ほどお見えになりますけれども、枝野大臣ですとか、政務のお考えもあろうかと思っておりますので、それも含めまして公表のタイミングを次回にするのか、次々回にするのか、近々には公表しなければ勿論いけないとは思っております。

山下委員 御質問したのは、いろいろなところから取材とかが来ていて、これは余り話すつもりはないんですけれども、大体こんなこと、優先順位で私が出した細かい点は言う必要はないんですけれども、例えばこの重要な項目に挙げられているようなことは、こういうことも議論されているということは言ってもいいのかということなんですけれども、それはどうでしょうか。

吉田参事官 事務局の方から補足させていただきますと、そういった意味で言うと5月の連休明けが政務官調整となると。だから、それまでの間、ある意味では手の内、戦術、戦略みたいなところについては、公表はストップしておいた方がいいのではないかということでございますので、そういう戦略のディテールにわたるところでなければ、別に一般的に御対応されていいのではないかとというのが1点ございます。

そういった意味で言うところの議事録でございますが、この議事録も公表までに皆様にチェックしていただく等を含めて、2週間ぐらいのタイムラグが物理的に生じてしまうので、そういった意味で言うと今日のものも基本的には5月になってからということですが、またその時点で判断をさせていただければと思っております。

山下委員 サブの話なんですけれども、草刈会長代理がおっしゃることもよく理解できるし、基本的にこの整理で私は異存ないんですが、ただ1つ資料3の検討の視点というところで、2番目に優良農地の確保ということで資料4-2の分類を見ると、農業生産法人の要件の緩和というのは、新規参入をメインに考えられていらっしゃるんだと思うんですけれども、優良農地の確保というのは、農業委員会の在り方の見直しということで対応することになるんだと思うんです。そうすると、若干シャビーなのかなと。

優良農地の確保を直接にアドレスしているものがないので、ただ、ゾーニング、直接は厳しいとは思いますが、私も含めて吉田さん、佛田さんもおっしゃられているので、そのゾーニングを本気でやろうとするとこれは大変な議論になってしまうので、これは1~2か月どころか、1年かけてできるかどうかという問題もあるので、私の出したペーパー、資料4-3の2ページを見ていただきたいんですけれども、そこで一番最後のパラで農地法の全般は難しいにしても少なくともというのがあるんです。この中でも結構難しいものがある。ただ、農振法の施行規則の4条の4の第1項の第27号でざる法を更に農林省が施行規則で省令でざる法化しているところなので、そこはシンボリックな

扱いとして、事務的にトライしていただいて、これができればゾーニングを強化したということが、優良農地を確保したということが言えるので、これはトライしていただければと思います。この27号だけで結構ですので。

松山事務局長 どうぞ。

本間委員 私もくくりとしてはこれで結構だと思います。私も草刈会長代理の下で専門委員をやっていて、前回の規制改革会議での議論を踏まえると農業関係はいろんな攻め口があるわけで、最終的にターゲットとして考えているところと、具体的に6月まで何をやるんだということなどを多少分けて考える必要があると思います。余り大上段に振りかざして、これをやるためにこれが必要なんだという道筋を言わないで、我々の念頭としてはターゲットというのは何となく合意をしているけど、そのためにいろいろな切り口が、あるいは登り口があるよねということで、その中で有力なルートを考えて行きましょうというアプローチだと思うんです。その意味ではこれでよろしいかと思うんですけれども、特に1 新規参入の促進及び農地の確保と有効利用と2 農業支援機関、この中でも多分優先順位が必要なのかなという気がしております。

今、山下委員が言われたように、農地のことは非常に大事だし、ターゲットとして農業の活性化ということでいえば、むしろ長期的には農協の話よりも農地の方が個人的には重要だと思っているんです。

ただし、6月までということになりますと、農地のことは御承知のように昨年農地法改正がなったばかりで、制度改革のところで踏み込むということは6月まではなかなか厳しいかなという個人的な感想は持っております。

それに対して農協の方は、これまで手をつけたんだけど、全然リーチされていないというところがありますので、ここは踏み込んだ議論をするべきだと思います。独禁法の適用除外という辺りは割と一般の関心も高いところですし、これで農業がすぐさまよくなるとか、制度改革につながるとは思いませんけれども、1つの切り口としては非常にいい切り口で国民的な議論ができるのではないかなという気がしております。

特に単協についての除外というよりも、やはり連合会組織の問題が非常に大きくて、そのためには農協全般の単協まで含めた独禁法の見直しではなくて、連合会辺りから攻めていくといった形のアプローチが非常に有効なのではないかなと思っています。

前回から出ていますように、新規農協設立のときの農協中央会の協議事項。これも法律の改正云々という意味はそんなに大きな効果があるとは思いませんけれども、議論としては非常にわかりやすいところですので、この辺りを国民に対してわかりやすい議論をしているんだということが重要です。余り細かい議論でこの法律をこう変えたらこう動くんだということは、我々が承知していればいいことなので、なるべくメッセージとして伝える、インパクトのあるところから攻めていくというアプローチがよろしいのではないかなと思っています。

松山事務局長 ありがとうございます。

どうぞ。

安藤委員 どのような形でこのWGとしての意見が公表されるのか、これは大事だと思うのでお尋ねします。3月までの規制改革会議では、公表される文書の各項目について、「問題意識」として、まずこの会議の意見を書きました。これにも各省庁との協議は一応ありましたが、基本的には言いたいことを述べる事ができた部分です。今回の農業の話で言ったら、例えばゾーニングが必要だという話について農水省との合意が得られなくてもそのような主張を書くということです。そして、「問題意識」の下に「具体的施策」として、所管する官庁と合意した実際の取り組みについて書くという二段構えでやってきたわけです。

今回もそのようなスタイルで行くのか、それとも実際に農水省と合意できたところだけが公表されるのでしょうか。どのようなスタイルで成果物を出すかによって、議論の中身や検討の仕方も変わってくるはずですよ。

松山事務局長 政務官から。

田村政務官 今回の安藤委員の件についてですけれども、基本的には今おっしゃった二段構えを考えていますので、分科会として合意をする。それと担当三役、政務三役が合意するという連動していますけれども、そういった部分がまず最初にあって、その中で部分的に省庁の中でも合意ができたものがある。そういうふうな形になると思います。

安藤委員 それは両方とも公開されると期待していいですか。

田村政務官 そうですね。最終的にはです。

佛田委員 各委員から出されたテーマ、事務局から出されたテーマについて、私はこんなふうな整理が必要ではないかと思うんです。というのは、恐らく法令の問題点、もしくは政府として出している通達等が関連してそれが障害になっている問題点と、農業を行う上で、もしくは地域運営やさまざまな経済活動や地域活動を行っていく上で、実態として法令上は問題ないけれども、実態としてこういう事案が起きているということと、いわゆる2つに整理しなければならないと思うんです。

すなわち、後者の方は、例えば独占禁止法の問題で言えば、これの取締りもしくは運用の中身の問題であって、適用除外ということでは直接はないわけです。しかしながら、もし一方で、適用除外がより実態に悪い影響をもし及ぼしているということが制度上の整合性が取れていない場合はそれをどうするかという問題になるわけで、その2つをこのテーマの中で鮮明にしないと、それをひとくくりの議論としてやってしまうと、実態に優良な農家や農業経営にもマイナスを与える恐れが出てくると思いますので、そこは十分整理をし、もしくは当事者から十分な意見を聞いた上で我々は判断をする必要があるんです。

言い換えれば、事実誤認のないように理解をし、この会議としての意見表明をすべきではないかと思います。

松山事務局長 榎谷委員、どうぞ。

榎谷委員 私は農業のことを十分にわかっているわけではないんですが、たまたま水産

業の方からいろいろ御相談がありまして、養殖ですけれども、結構いいものをつくっているんです。ところがなかなかもうからないということなんですが、ここで言う農林水産分野の成長産業化。つまり、成長産業化というのは、要するにもうかる形にしないと成長はしないということなんです。どういう形でそれがもうかるかという、いろいろな課題があって、まず生産の問題。生産の効率化、合理化、新規参入も含めて、まず生産の問題として考えなければいけない。

生産だけではだめで、当然販売経路の問題とか、物流の問題とか、要するに販売そのものの問題とか、そういうものを総合的に実はやらないと、なかなかもうかる形にならないんです。

だから、この資料3の視点、これはそれぞれのテーマの中でやっているんでしょうが、そういう生産の問題、生産者の問題、販売経路、物流の問題、販売そのものの問題とか、そういうふうな整理の仕方をした方が個人的にはわかりやすいので、つまりそれぞれについてどういうテーマがあって、どういうふうに課題があって、それを一個一個解決していかないと、実は生産だけの問題を解決しても恐らく立派な生産をしても、販売ができなければとにかく汗水かいてやってもほとんど利益にならない。むしろ足下を見られて安く買い叩かれるだけの話だということになるんです。

だから、やはりトータルで成長産業をするためには、そういう生産の問題、物流、販売経路、販売の問題というものを合わせて、何が課題になっていて、どこに障害があるんだという整理の仕方、その中でこの規制の位置づけがどうなんだとしていった方が、何かわかりやすいのかなという気がしたので、そのような発言をしております。

例の水産の問題はそういう問題から解決していかないと解決できないと思いました。そのような発言をしました。

松山事務局長 ありがとうございます。佛田委員から先ほど御提案のありましたヒアリング、当事者からも事実誤認のないようにヒアリングをすべきだというのはそのとおりだと思うんですけれども、時間が今回制約されていることもありまして、重点検討項目についてどうしてもこれだけは聞かなければという話があり得なくはないと思うんですけれども、機動的にできるものという気もいたしますけれども、相当難しいことも事実でございますので、一応それは念頭に置いていただければと思います。

田村主査、農水省から回答が来ておるわけですが、今いただいた御意見の中でも、各省がどういうふうに現時点で考えているかということをお紹介をさせていただいて、その上で更に御議論いただければいいのではないかと思いますので、簡単に御紹介をさせていただきます。

吉田参事官 それでは、簡単に資料に沿って御説明させていただきます。

農業生産法人の要件の更なる緩和でございます。これにつきましての農水省の回答でございますが、2ページ目でございます。

農水省の回答でございますが、基本的には3月30日に食料・農業・農村基本計画が農

水省のプランということではなく、政府全体のプランということで閣議決定されてございますので、そこをリファアーしながら、そこの整合性の下に農水省は回答しているというつくりになってございますので、その点は御留意いただきたいと思っております。

その答えのところでございますが、優良農地の確保と有効利用の促進というところで、21年に農地法改正を改正し云々と書いてある。

上記を踏まえた対応の基本的考え方ということで、基本計画にあるとおり、改正農地法等の運用を的確に実施することが課題。昨年の農地法改正により、貸借規制については抜本の見直し、リースについては農業生産法人要件を課さないこととするを行ったということが彼らの基本的答えでございます。

更に明確にされるべき論点ということで、更に農業生産法人の要件緩和を求めることは農地の所有権取得の自由化を求めることと同じであることが明確にされる必要があるということです。当方とすれば、まさに所有権取得の自由化を求めている提案なわけでございますが、そういったことを確認したいと思っております。

続きまして、農業委員会の在り方の見直しでございます。このところについては、3ページに改正履歴等が書いてございますが、4ページ目をお開けください。同じつくりになってございますが、まさにこの農業委員会も優良農地の確保と有効利用の促進の流れの中で位置づけてございます。

上記を踏まえた対応の基本的考え方でございますが、改正法ではと書いてあるのは、農地法の改正でございます。農地法につきましては、昨年4月に改正されまして、昨年12月から施行されてございますが、改正法では同法の施行状況を踏まえた5年後見直しのほか、農業委員会の組織及び運営について検討を加えることとされているところということでございまして、改正農地法の附則にこのような旨が明記されてございます。

そういった意味で、農水省としても検討課題としては認識しているけれども、5年後に向けての課題だよというようなのが答えだということでございます。

恣意的な運用が散見されるというようなところについては、具体的にどのような事実のことを指しているのか明確にしておく必要があるというところでございます。

大変恐縮でございますが、農協に対する金融庁検査・公認会計士監査の実施でございますが、これにつきましては6ページをお開けいただきます。

6ページのところからは食料・農業・農村基本計画の中で5.というのがございまして、団体の再編整備等に関する施策というのが盛り込まれております。そのところで食料、農業及び農村に関する団体、農業共同組合、農業委員会系統組織、農業共済団体、土地改良区等ということでございますが、中ほどでございますが、一部には事業運営の問題が指摘されたり、地域の農業者の期待に応えられていないケースも見られると記述してございます。

もう少しその下の辺りでございますが、その機能や役割が効率的、効果的に発揮できるようにしていく必要があるというようなことが書いてございます。もう少し下の方に、こ

のため行政としてはというところがございますが、経営の健全化やコンプライアンスの確保に向けた自主的な取組みを促進しと書いてございます。

そういったものを受けて基本的な対応の考え方でございますが、信用事業のみに着目するのではなく、信用・経済・営農指導を一体的に行うことによって、地域の農業者の期待に応える必要性が高まっていることも踏まえて検討するということと、今も自主的な取組みを促進するとの観点から検討したいということ。

更に明確にされるべき点というところがございますが、信用事業のみの観点から、公認会計士、金融庁検査を一律に義務付けることが基本計画の達成にどのように資すると考えているかを明確にされる必要がある。

農業に対する監査は、信用・経済・営農指導事業等の事業報告の適正性を一体として行う必要があるので、農協の制度・事業に精通した中央会が監査することとされているが、この点についてはどのように対応すべきと考えているのか確認される必要があるというようなことでございます。

7ページ目でございますが、これは同様の設問について金融庁のお答えでございます。7ページの下を見ていただきます。農協に対する金融庁検査の実施のところでございますが、現行法においても都道府県知事の要請により、金融庁が信用事業の検査を実施することは可能となっており、金融庁も農林水産省の都道府県検査主管課長会議において、本制度を積極的に活用するよう要請しているところという御回答をいただいております。

農協に対する公認会計士監査の実施でございますが、なお書きでございますが、公認会計士協会においては、当該要望について前向きに考えているものと承知している。ただし、公認会計士監査を義務付けることについてはということ、留意事項が記されているところでございます。

続きまして、9ページに移らせていただきます。新規農協設立の弾力化、中央会協議条項のところでございますが、このところについては中ほどの規制・制度の概要の欄に書いてある主な改正経緯というところをごらんいただきます。

そこに、これの改正履歴ですが、従来は通達により、原則として地区の重複を認めない規制を実施しておりました。平成13年の農地法改正の際に、この農協中央会との協議を義務付けるという条項を入れたということであって、ある意味では原則として認めないというような規制から、協議を義務付けるということ、規制緩和をした上で、それを法律上明確化したという改定履歴でございます。

今後の対応でございますが、9ページの下、基本計画に即して、意欲ある多様な農業者による農業経営を推進する観点から検討したいということでございますが、括弧書きで平成14年に農協の地区重複を認めてから、地区の重複する農業の新規設立はいずれも認めているということ、協議を法律上義務付けているけれども、実際のところは全部認めているので問題はないのではないかというような御回答だと思います。

更に明確にされるべき論点ということで、農水省とすれば、農協の再編整備を進めると

基本計画で位置づけてございますので、再編整備と新規設立というような関係整備というのが要るのではないかと御指摘でございます。

11 ページに移らせていただきます。農業共済の見直しでございます。農業共済のところでございますが、これは米、麦に強制加入を求めているものを見直したらどうかという設問でございますが、この規制改革要望への対応という 11 ページの下をごらんいただきます。

このところについては、戸別所得補償制度の創設と生産・経営関係施策の再整理というところが1つ、農業災害による損失の補てんというのが書いてあるということでございますが、これは今般導入されております個別所得のモデル事業で農業共済に加入していることというのが、そのモデル事業に基づいて支払いを受ける対象者の要件となっていることから、両方が記載されてございます。

(5)のところでございますが、農業災害による損失の補てんのところにつきましては、農業災害補償制度について更なる合理化及び効率的運営に取り組むということが記載されてございます。

上記を踏まえた対応の基本的考え方ということでございますが、個別所得補償制度の本格実施の検討と併せて、制度の在り方を検討ということで書いてございます。

次に 13 ページに移らせていただきます。食品表示制度でございますが、これは前回いろいろと御議論いただいたテーマではございますが、消費者庁の回答でございます。規制改革要望等への対応ということで、下から3行目の枠に、加工食品における原料原産地表示の義務付けについては、着実に拡大することとしているということで、基本的にはこういったことに取組んでいきたい。

ただ、下のところでございますが、本要望の措置に際して、以下の課題について検討・対応する必要があるということで、物理的なスペースとか、頻繁な原材料産地の切り替えへの対応とか、実務的でございますが、こういう課題をクリアしていかないといけない。こういう記載でございます。

15 ページの農業協同組合等に対する独禁法の適用除外の見直しというところでございます。このところについての農水省の御回答でございますが、16 ページに移らせていただきます。

下の方に上記を踏まえた対応の基本的考え方というところがございますが、基本計画に即して、意欲ある多様な農業者による農業経営を推進する観点や団体の再編整備の観点から、小規模な農業者の協同を支援する必要性という労働組合本来の役割も踏まえて検討と書いてございます。

更に明確にされるべき論点ということでございますが、農業の独禁法適用除外が基本計画の達成にどのように資するかと考えているのかも明確にされる必要があるということと、独禁法という競争政策において、農業だけでなく、小規模事業者が協同行為を行う協同組合全般をどのように位置づけるのかも明確にされる必要があるというところを記述してご

ざいます。

御承知のとおり、これは独禁法本則に基づく適用除外でございますので、他の協同組合組織と共通ですよということを指摘しているというところでございます。

17 ページ目でございますが、これに対する公正取引委員会の回答というものを載せてございます。意見等への考え方でございますが、農業協同組合等の独禁法の適用除外の必要性については、まず農業政策における農業協同組合等の役割、その在り方等の議論を踏まえて検討されることが適切と考えるということで、農業政策の方から答えが出てくれば、競争政策の方でも考えるというような整理となっております。

最後でございますが、農業協同組合・土地改良区・農業共済組合の役員への国会議員等の就任禁止でございますが、これについての御回答でございますが、19 ページの一番下でございます。先ほど紹介しました団体の再編整備等に関する施策のところを受けて、これらの確な役割を果たすよう指導を徹底していきたい。

政治的中立性の確保については、農業共済団体、土地改良区等に対しては、本年1月15日付けで指導通知により行政指導済みであるということで書いてございます。

以上でございます。

松山事務局長 それでは、関係省の回答も一応そんなことでございますけれども、それはそれとしまして、引き続き御議論いただければと思います。

山下委員、どうぞ。

山下委員 議論のキックオフとして、幾つかコメントさせていただきたいと思います。

最初の農業生産法人の要件の更なる緩和ということなんです、2 ページ目の農水省の上記を踏まえた対応の基本的な考え方ということなんです、2 . のところなんですけれども、昨年の農地法改正によって、貸借規制について、リースについては抜本の見直しを行ったということなんです、確かにリースについてはある程度緩和したんですけれども、これは国会審議の中で追加されたんですけれども、地域の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認める場合には、許可の取消ができるみたいな、物すごく入り口規制と出口規制の両方ともやる。

つまり、日本の規制は、今までは入り口規制だけだったんです。これを規制緩和の中で出口規制だけにしようというのは、いろいろ大きな流れだったと思うんですけれども、この規制は入り口規制と出口規制、両方やっていく。これ自体は本当は今回のテーマにそぐう話だと思うんですけれども、改正されたばかりで言ってもだめだと思って取り上げなかったんですが、そういう意味で貸借の方も必ずしも容易になっているわけではないということです。

実際は、入ろうと思って入っても、その後でノーと言われる可能性があるという場合には、入ろうとしないわけです。そういう問題も抱えているということです。

更に明確にされるべき論点ということは、所有農地の所有権取得の自由化というか、完璧な自由化ではなくて、緩和を目指しているというのはそのとおりなので、ただ、前回申

上げたように、余り大企業が入ってくるみたいなことばかり心配して49%とか何とかそういう規制をかけているわけです。そうではなくて、本当に若い人がベンチャーで親兄弟とか友達から出資してもらって、小さな株式会社をつくって参入しようとしても、その親兄弟とか友達が農業関係者でないと、実際これはできないわけです。貸借はできるんだけど、所有権の取得はできないわけです。そうすると、長期的な投資をしようとしなくて、土地投資をできないという問題があるので、そこはある一定程度の資本金額以下、例えば5000万円以下のものについては、完璧に自由化するとか、そういうふうなやり方があるんだと思うんです。

リースの方も構造改革特区でできてからそれが全部拡大したので、そういうやり方も検討できると思います。

農業委員会のところなんですけど、4ページのところなんですけど、更に明確にされるべき論点というのは、恣意的な運用が散見されるというのは具体的にどのように事実のことを指しているのか明確にされる必要がある。こんなものを自分で認めているから、基本計画にいっぱい書かれているのではないかと。だから、あるときは基本計画を金科玉条のように、水戸黄門の印籠のように使うんですが、自分でも書いているところに天つばみたいな感じがいたします。

農業に対する金融庁監査とか、公認会計士監査の実施なんですけれども、これは信用事業については、まず協同組合組織の中で、信用事業も兼務しているのは農協だけなんです。これは歴史的な経緯で、農協だけに認めたわけです。事業協同組合とか、ほかの組合には信用事業と他の業務の兼務を認めていないわけです。

ほかの銀行もそうだと思います。だから、そういう意味で、普通の銀行が融資をする場合には、常に情報の非対称性があって、融資を受ける人は自分の事業はよく知っているけれども、銀行はよく知らない。農協は全部見れるわけです。農協の組合勘定ということで、全部農協の組合員の経理も全部わかっているし、何をやるか。更に農協の指導によって、こういうことをつくりなさいとか、そういうところまでできるわけです。完璧な情報の非対称性どころか、情報を完璧な所有ができるという特殊な金融機関があるわけです。そういう特殊な金融機関については、やはりより強い監査機能が必要ではないかなと思います。

9ページの新規農協設立の弾力化なんですけど、先ほど御説明されたところの真ん中より上のところ、規制・制度の設定時期、主な改正経緯なんですけど、実はこれは規制緩和をしたように見せて、実は規制強化をしているのではないかなと思います。

従来は信用とか共済事業、これについては1地区1農協だという原則を持っていたんです。それはいろんな経緯があってこういうことになっていったんだと思うんですが、13年農協法の改正というのはよくわからないんですけど、どの農協でも多分こういうことは信用事業というか、そういう限定は多分ないんだと思います。そうすると、実は信用事業だけの1地区1農協というのは撤廃したけれども、およそ信用事業を行わない農協が参入しようとしても、これは県の中央会の協議は求められるということになるわけです。

県の中央会がそれにノーと言った場合には、それを許可権者である県知事だと思っ
すけれども、そうすると、県知事の方に説明責任が生じるわけです。中央会がノーと言
っているのに、なぜ認めるのか。そういうふうな大変な説明責任が許可権者に来るので、事
実上認可というのは難しくなってしまうだろうという。

確かに9ページの下の方に平成14年農協の地区重複を認めてから、地区の重複する農
協の新規設立はいずれも認可する。多分表面上出てきているのは認可しているんだと思
うんですけども、地区の中でこれだけ強力な独占的な地位を持っている農協に歯向かって
別の農協をつくるという人が出てくると、大変な調整、あつれきが生じると思うので、多
分出てこない部分がいっぱいあって、事前に相当な部分はつぶされてきているのではない
かなと思います。

基本計画では農協の再編整備を進めていくこととされておると言いますけれども、多分
これは金融事業の話で、これを合理化で再編整理をするという金融の観点からなので、農
業を活性化しようと思って金融をやらないで新規農協が参入しているという場合は、その
ケースに当たらないのではないかなと思います。

あと、大きな点だけ1つ言わせていただきたいのですが、独占禁止法なんですけれども、
確かにほかの生協とか事業協同組合も独禁法の適用除外というのがあるんですが、ただし
それは形式上は確かにそういうことになっているんですけども、では生協とか事業協同
組合で生産資材の供給を8割も持っている事業体がどこにあるんだという。農協のシェア
というのは8割です。農薬のシェアは5割を超えている。かつてからは下がっているん
ですが、まだ5割を超えているわけです。そういうふうな事業体がどこにあるのかというこ
となんです。

そういう経済実態を考えると、確かに一律に事業協同組合については独禁法の適用除外
にするのはいいかもしれないんだけど、ただしガリバー的な事業体が出てきた場合に
は、一定のシェア以上のところについては独禁法の適用除外は外すとか、そういう規定の
仕方もあり得ると思います。アンブレラに協同組合については適用除外だと、ただし、そ
の事業のシェアがこれ以上あるものについてはこの限りではないという規定の仕方はあり
得ると思うので、そういうふうなやり方は検討すべきだと思います。

そもそもこれは小さい事業者が協同してやるということを想定したわけです。本当にガ
リバーみたいな事業体をつくるためにこういうふうな独禁法の適用除外を認めたわけでは
ないと思うので、そういうふうな攻め口からやっていただくといいのではないかなと思
います。

以上です。

松山事務局長 ありがとうございます。

吉田委員、どうぞ。

吉田委員 随分話はさかもどりますけれども、分科会としての問題意識を書き込む、両
論併記で行くということでしたので、安心しましたけれども、基本的には今回の強弱の付

け方、プライオリティーで別に賛同はします。というのは、今言った前提があって、国民の目から見てロードマップ、要するにどういうターゲットボールがあって、そのロードマップの中のこれはどの点なのかというところを示しながら規制改革はしていかないと、どうしてもこれで終わってしまうということになりがちだと思いますので、そういう形でもし公開されるのであれば、全然問題ないかと思っています。

草刈会長代理が言われたように、また山下さんが言っていたように、農業委員会に関しては、去年までの経緯も知っていますし、地方分権改革の議論の下敷きもあるわけでしょうけれども、ただ土地利用に関しては山下さんもおっしゃったように、農業委員会の議論だけで何も一歩も踏み出せないなという感じはしました。

問題意識としては、ゾーニングという言葉が使われている方もいらっしゃいますけれども、土地利用に関する措置の強化なり緩和と、もう一つはその向こうに農地税制の問題というのは絶対に最終的に引っかかってきますので、この2点は必ず問題意識として掲げていただいた上で、仕方なくと言ったら失礼ですが、農業委員会の見直しをするという形であれば全然問題ないかと思っています。

もう一点は、2点目の農協問題に関しても、実は独禁法適用除外の見直しの議論というのは、かなり整理が難しいとは思いますが、歴史も踏まえた上で非常に根幹に関わる部分です。多分、サプライチェーンそのものにも、我々も関わっているサプライチェーン全体の今後の構造をどうしていくかという問題にも関わる問題なので、非常にここからの切り口で、これに対して結論をどう出すのかというのは、逆に言うとその整理の仕方も含めて興味関心の深いところではあるので、ここを中心に議論を展開して、先ほど言った全体の問題意識と構造全体を見渡して、構造改革に至るロードマップというのを最終的に示せば非常にいいのではないかと考えています。

以上です。

安藤委員 そうなりますと、やはりここで挙げられているような具体的な論点だけでなく、時間が限られた中であっても、そもそもどうあるべきかといったところの考え方をこのWGの中である程度統一する必要があります。問題意識として、我々のそもそもの考え方はこうです、そして、とりあえず実現可能な第一歩としてこのことは実行しましょうというスタイルの成果物になるのだとしたら、そもそも論のところを議論しないといけなわけです。果たしてそれをやる時間があるのかということが気になります。

吉田委員 それは先ほど安藤先生が問題意識を表記するという言い方をしておられたので、基本的にはそこに問題がある、課題があるという認識の一致だけでよろしいのであれば、それほど時間の問題はないのではないかと思います。

松山事務局長 大上委員、どうぞ。

大上委員 国土交通省で成長戦略会議をずっと10月からやってきまして、今まともに入っているんですが、どういう議論になっているかということ、成長のために何が、成長をどうしようか。成長のロジックをまずつくって、ではそのために規制の問題をどうすべき

かといって、今、多分 100 項目ぐらい挙がって、国交省内部はかなり規制官庁ですからかなり抵抗は強いんですが、成長のためには必要だというロジックで整理をしていくとそこまで出てくるんです。

また、添付資料としてロードマップ。5年ぐらいの工程表までつくる。そういう形で、言わば定量的な成長のためにこれが必要だという立証をある意味成長戦略の中でやっているから、規制改革のこれをやるべきだというロジックが非常に強いんです。あるいは工程表も非常に強いものができる。

今回の規制改革というのは多分政府全体の生長戦略の中の規制、これが必要だというロジックだと思うんですけども、そうすると、この新成長戦略の方が昨年の 12 月の段階からどれだけ進捗するのか。その進捗に併せてこういう規制改革が必要だという部分のロジックを、定性的にはある程度こちらで考えて出せる部分はあると思うんですが、定量的なレベルまで立証しようとする、その新成長戦略がどれぐらい落ちるかというところにもかなりよってくるのかなと思います。そこをやるのか、あるいは作戦として、そこは 1 つ念頭に置きつつ、局面突破としてまずは農協という問題を中心に組織の問題を取り上げようよという形なのか。その戦略上の代替案をどうされるかというところで、あとは戦術的にどう定量的な成長戦略の部分を補強するかというような議論だと理解しました。

松山事務局長 相澤委員、どうぞ。

相澤委員 位置づけの問題だと思うんですけども、このもともとの政府の成長戦略の中で、農業について数行書かれていますけれども、全体像は出ていないですね。ですから、その中で新しい成長戦略と間に合わせるということは、このタイムスパンの中では無理があると思います。また最初に副大臣や政務官の方からも御説明があったと思うんですが、今回の規制改革というのは、成長戦略と不可分一体のものとして位置づけられているとは理解していないし、そういう御説明ではなかったと思うんです。

ですから、バックとしてはそういうものがあると思うんですけども、それと一旦連動はするんでしょうけれども、切り離して、今おっしゃった局面打開という形でやるべきではないかと思います。そして、今おっしゃった中で、やはり農協の問題というのは非常に大きなテーマなんだろうけれども、その切り口が 1 つあると思います。

まず今出てきた中では農地利用の問題、ゾーニングの問題もそうですが、そのこの辺りと農協そのものの在り方をここで議論しても多分結論は出ないのではないかと。在り方、方向性について議論するのはいいと思うんですけども、それを見据えながら、安藤委員もおっしゃったように方向性というのをある程度共有できるものがあれば共有するというを前提に、まず個別の議論をそろそろ始めるための優先項目を今日辺り決めていったらいいのではないかなと思います。その観点から拝見した限りでは省庁から出ているものでマイナーなもの割にメジャーなものがあると思うんですけども、例えば先ほど山下委員がおっしゃった新規農協の設立などは、多分そんなに需要がないと聞いているんです。

立法事実が正しいかどうかはわかりませんが、余りそのところは抵抗もないし、

ただ、実際にそれが逆にどれだけインパクトがあるかということ、余りないのではないかなというふうなこともあるので、そういったものは割合すんなり多分提案できるし、実行できるのかなと思います。逆に独禁法の適用除外の問題は、結構メジャーな問題、すなわち系統の農業機関の在り方そのものでつながる問題なので、割合きちっと議論をしてヒアリングもしてやるべき問題かなと思います。

土地利用に関しては、農業生産法人のところを農地所有の観点からちゃんと議論をして、その上で一定のところまでの結論を出せばいいのではないかなと思います。その上で、できるところはどこまでかというのは政治レベルの話だろうと思いますので、当ワーキンググループとしては余り大上段にしないとしても、全体の方向性というか、農業政策の在り方についての議論も踏まえて個別のことをきっちり提案するということが適切ではないかなと思います。

なぜかということ、分科会は草刈分科会長代理がおいでになっていますけれども、グリーンの方などでは価値観が分かれるものについて短期間でコンセンサスを得るのが難しいという当然の前提がありますので、議論はするけれども、なるべく一致できるところで実行できるところからやっていった方が、この6月までという非常に短い期間の中では有効ではないかという大方の御意見だったので、私はそれに賛成しますので、農業についても基本的にはそういう方向性がよしいのではないかなと思って意見を述べました。

松山事務局長 ありがとうございます。

草刈分科会長代理、どうぞ。

草刈分科会長代理 先ほどからお話を伺っていて、皆さんでおっしゃっているところは非常によくわかるんですけども、グリーンでしたか、環境のもの、環境の問題というのは最近非常にクローズアップされたテーマですけども、農業とか医療とかというものは議論が累積している歴史があるわけです。ですから、要するにそういう意味で農業について言えば、安藤さんが言われたように問題意識は多分2つあると思うんです。

1つは農業問題の根っこの問題。一番我々が考えなければいけない問題というのはこういうふうに私たちとしては考えますという全体像についての問題意識が1つ。あと全部やったら大変だから、重点検討項となったものについての問題意識というのを書いていくというふうにやればいいと思う。

特に何が問題かというのはあるわけで、それは1回整理をしている全体の問題意識というか、考え方をどんと書いておいて、あと個別のところは問題意識というか、我々の問題の所在はこうですよということを書いておくということで、あと事務局の人も大変だけれども、それをつくってもらって、メールで皆さんのところへ出して、御意見があったら言ってもらってそれを集約するという形も十分可能だと思うんです。

整理の仕方としてはそんなことも可能ではないかなと。みんなで集まって議論するというのではなくて、集まる前に意見を聞いておくという方法論も1つあるかなという感じがしたので申し上げたんです。

松山事務局長 ありがとうございます。

安藤委員、どうぞ。

安藤委員 今、草刈分科会長代理からあったような、論点のグループ分けは効果的だと思います。いろいろな整理の仕方がありますが、例えば、おそらく新規農協の設立の弾力化と、農協の独禁法の適用除外の見直しについては、背景にあるロジックは共通しています。それはある程度競争があった方が好ましいということです。

農協が大事なのではなくて、本当に大事なのは農家の個々の人々であるという視点に立つと、個々の農家の人たちが今の農協に不満を持ったら第2農協を同じ地域ですぐにつくれる、もしくは、同じ地域に、または完全に一致しなくてもいいですけども、地域が重複した形で農協があるという状態なら、片方に不満があったらもう一方にいつでも移れるので、結果として例えば抱き合わせ販売のような変なことができなくなるわけです。この競争圧力、参入圧力があるということは大事なことです。

佛田委員 私はもう農業を現場でやっていて30年以上というか、本当は小学校3年からやっていますから40年ぐらいになるんですけども、この間こういうような話で仲間と議論したんです。私は農業法人の経営をしていますし、農協の在り方については極めていつも中立的にものを見ようとしているんです。決して彼らがいいとか悪いとかという問題を特段取り上げても、機能としてプラスになればそれでいいのであって、存在そのものについては余り意識しないんですけども、こういうことだと思うんです。

例えば独禁法の問題で、適用除外をなくして、かつ新農協を設立できるようにしようという話になると、独禁法の適用除外のない農協というのはわざわざつくる必要が今度はないんです。株式会社は地域の人でみんなつくってやればいいではないかという話に行ってしまうわけです。つまり、協同組合法と独禁法の適用除外の法的な整合性というのは勿論前提としてありますけれども、実態としてはそういうことがあるということ。

新農協設立でいうと金融システムをどうするかという話になるわけです。今度の実態として銀行業法かどういう法律なのかわかりませんが、金融事業をやるに当たってのハードルの問題に今度はなってしまうということなんです。

金融庁検査と公認会計士監査も、なぜけしからんかという、各県にある中央会にも全国農協監査機構の職員がいて、その人たちの指揮命令権は全国監査機構なんです、人事と給料が中央会から出ている。そうすると、外部から見ると、内部の人ではないかと思えてしまうというところはけしからんという指摘だったりするんです。

しかしながら、これは皆さん中小企業の経営をなさっている方はわかると思うんですが、よく銀行にお金を借りると、運転資金は3か月分ぐらいは貸しましょうという話なんですけれども、製造業などで言うと、資本回転率で言えばいいところはおよそ10回転もしますし、悪いところでも3回転、5回転はしているんですが、農業の多くは資本がおよそ1回転もしない、農業生産だけとらえれば、資本回転率が極めて低い。独立産業化で食品加工をやっているというのは、ある意味それは食品製造業の分野に入りますからそれは別な

んですけれども、そうすると、今度は金融庁が検査に入ってくると、従来の金融庁マニュアルでやられると、大規模な専業農家からお金を貸しはがすということをやらなければならないという問題点も懸念されるんです。

つまり、何を言いたいかということ、冒頭に申し上げた事実関係の整理をどのように正確に行うかによって、今日のこの成果をどう結び付けるかという議論になるとの関係が出てくるわけで、私はどういう方々にお話を聞くかどうかというのは時間がなければできないのかもしれませんが、文章でも構わないので、何らかの意見開陳をそれぞれの当事者から求めて、それが事実と照らし合わせて妥当な事実であるかということを確認した上で議論しないと、この議論が事実誤認の上に成り立っていると指摘されても、なかなか実効性が伴わないのではないかと思います。

ですから、例えば農協の問題ではそうですし、農業委員会の問題も1年間に20万円しか報酬をもらえないような農業委員というのは、暇な方で給料をもらってそれをやろうという人などはなかなかいないわけで、予算の実態などが農業委員会の意識低下を強烈に導いているようなところもあると思うので、そういうことも含めてよく調べて、その上で先ほど草刈分科会長代理がお話しになられたように、メールでそれぞれの委員の意見開陳をするという方がいいのではないかなと思います。

以上です。

松山事務局長 どうぞ。

昆委員 今の農業経営者が貸しはがしを受けるのではないかなというようなことは、伺っていて非常によくわかりました。山下委員がおっしゃった信用事業は、前回の規制改革の中で農協以外の金融機関が農業融資をすることに対して、中小企業信用保証協会と農業信用保証協会の2つがあって、それがもともと使えなかったのがとりあえず使えるようになった。使えるようにはなったんですけれども、それで融資するのに2億円以上とかという制約があったり、あるいは農業の信用保証協会の場合は、組合に入っているために、別途の保証金なり何なりをやらなければいけない。実は農協の信用事業について外部監査や何かをすることも大事なことですけれども、カウンターをつくる、競争的環境をつくるという、そして民間の金融機関が農業に参入していくということは非常に農業の健全化に大事なことだと思いますから、前回の規制改革で、ある部分規制緩和されたんですけれども、実態的には全く融資は増えていないんです。増えさせることができないんです。だから、この事務局の方でももう少しこの辺のところをお調べいただくと、かなり具体的なことで変化をもたらす得るのではないかなと。

先ほどの組合員が出していることをどうクリアーするべきなのかの検討も含めて、この農協以外の民間金融機関が農業参入する壁を低くする。このことは佛田委員が言った問題とは別個に可能なことなのではないかなと思っています。

先ほど榎谷委員がお話しになった最初の問題意識といいますか、視点の問題ですけれども、優良農地の確保と有効利用の促進という話。私はこれも生産サイドの話しかされてい

ないと思うのです。優良農地の確保といって耕作放棄地を何とかしろといって無駄な税金を使っている。谷地田の田んぼのところで無理やり米をつくったりしてしまっていることがあるんです。

大事なのは、商品開発であり、サービスの開発なんです。売れるものができたら耕作放棄地などは一遍になります。例えば70年代にカルビーがポテトチップを始めました。あれで現在40~50万トンぐらい湖池屋、そういうところの需要があるわけです。それで北海道を中心としたじゃがいもの生産は保証されているんです。ところが、だれも欲しがっていないデンプン芋をまだ70万トンぐらいつくっている。これはWTOの交渉の中で必ず問題にされていかざるを得ないんです。

そういうことも含めると、農地を守る、確保することを本当に実現できるのは、商品開発でありサービス開発であることを考えますと、優良農地と有効利用の促進ということの中に、マーケットサイド、商品開発やサービスと連携しながらというような言葉を入れることが有効になるのではないかと、あるいは我々の意図を通じさせやすくなるのではないかなということだけ感じました。

もう一件だけ。私の方から、言わば基本計画の見直しあるいは自給率論そのものを批判することを申し上げて、そのことが否決されるであろうことは十分に納得しておりますし、だけれども、皆様方、農業の問題というのは法律、制度の問題だけではなくて、文化の問題だと思えます。農業を考える、農業はこういうものだ、食料はこういうものだ、考える一般の通説の問題だと思えます。そのことに対して、我々は根っから問題意識として考えていくことというのは、この議論とは別個に是非委員の皆様方御理解いただければと思っております。

以上です。よけいなことを言いました。

松山事務局長 ありがとうございました。

本間委員、どうぞ。

本間委員 いろいろ上がってきた項目、これは長期的にはいずれも成長につながっていくと思うんです。そういう意味では全く成長と結び付かないという話ではないという認識が必要だということと、もう一つは、今すぐこれを取っ払えばどっと成長できるよなどというものは、もうそんな規制はないわけです。だから、むしろ必要なものは種をまくといいますが、ここを取っ払うことが1つの種になって、それがいずれ農業の成長につながるんだという視点が非常に重要かなと思っております。それは逆に言うと、制度だったり、文化であるということは阻害要因になっているんだということにもつながってくる話なんですけれども、そこを切り崩しているために何らかの種をまいていくということが必要で、そのために農協というのは農協をよくするだとか、今の農協がいい悪いの話ではなくて、やはり農業の参入だとか、流通だとか含めて、種をまくことが成長につながっていくと思っているわけです。

農水省の9ページ辺りの回答を見ても、例えば農協の再編整備を進めることとされてお

り、それと整合性がとれるかどうかとありますが、これは農協の内部の話であって、全く議論がずれているわけです。したがって、ここはイコールフットィングの話をするべきで、農協は農協でしっかりやってくださいよと言えはすむこと。農協自体の効率化ないし再編、その在り方は内部の話で、それもやってもらって大変結構なんだけれども、そうではなくてさまざまな参入のオポチュニティーを可能にしていくという意味では、拳がっている特に2番の支援機関についての3項目というのは非常に重要だと思っています。

松山事務局長 大塚副大臣が今お見えですけれども。

大塚副大臣 続けてください。

松山事務局長 時間の関係もごさいます。それでは、もうお一方。

榎谷委員 農業生産法人の件なんですけれども、先ほどなかなか農業について民間の会社の融資が進まないんだということはそのとおりだと思うんです。なぜかという、経理が非常に不透明なんです。つまり、新しい農業生産法人として入るべきだと思うんですけれども、そういう環境をつくるべきだと思うんですけれども、既存の農業者がなかなか農業生産法人をつくらないのではないかと思うんです。それはなんなんだということです。例えば中小企業でも法人化して経理を透明にしたら、比較的資金は調達しやすいだろうと。つまり、銀行が審査しやすいんです。だから、融資をする。

ところが、個人で生業なのか家業なのかよくわからないような状況、経理も極めて不透明な状況の中でお金を貸せと言っても、恐らく難しいんだと思うんです。農協の方は比較的よくわかっているから何とかぎりぎり貸せるかはわからないけれども、一般の金融機関が多分そういう生業でやっていて、それも会社ではなくて個人もましてや税制が10・5・3とか9・0・4と言われている背景の中で、株式会社をつくらない方が、つまり農業法人をつくらない方が農家にとってメリットがあるからつくらないのではないか。つくらないということは不透明だから、お金は貸せませんというのが普通の話なんです。

農業生産法人はできるだけつくらせるインセンティブをまずはつくる必要がある。これは既存の人がです。それから当然新規参入のときにもう少しハードルを低くしてやるということも当然必要ですけれども、この場合一気にやるということはあると思います。私はたまたま特区の担当もしておるので、例えばどこかの特区でこういう規制緩和した上で実験的に2～3年やってみるといようなことも1つの考え方かなと思いました。

以上です。

松山事務局長 どうぞ。

山下委員 新規農協の設立の話なんですけれども、確認したいんですけれども、私は法律は農協法みたいな信用事業を行う農協だけが協議を行うとはたしか書いていなかったのではないかと思うんですが、そこを確認していただきたいと思います。

これは実態として、実際に第2農協をつくらうとして、県の中央会に反対されてできなかったという、それでしようがなく株式会社をつくらうと、米の集荷とかやり始めたという人を知っていますし、そういう意味でこれはかなり需要があるのではないかと思います。

なぜ農協なのかというと、農協は法人税も安いわけです。株式会社をつくるよりも農民の集まりとして農協をつくった方が税制でも優遇されますから、そういう意味で株式会社をつくって参入しようとしても、農協は法人税は安い、金融事業も共済事業もやっているから、要するにクロスサブセディゼーションです。そのクロスの補助金を金融事業から経済事業に行くわけです。そういうのは勝てっこないわけです。そういう意味で新規農協設立というのは、芽を出していただければ、ここからまた1つの方向性が出てくるのではないかなと思います。

昆委員 今のお話に関連して、農協というのは海外の先進国では産業組合なんです。日本は産業組合がないというところが問題で、だから、産業組合としての農協を私たちでつくろうという方々が出てくるのは賛成なことだし、有効なことだと思います。

松山事務局長 ありがとうございます。大分時間も迫ってまいりました。

吉田委員 先ほどから出ている話の中で、まさしく農協問題は多分マーケットインサプライチェーンをどうやって整理し直して再構築するかという話になると思います。その中で私も今の農協問題はお二方の意見に大賛成で、現実ニーズもありますし、我々は農業金融の中で実は仕事をしていますから、ニーズと新しいシェアが見えていく。一個一個の論点は、逆に言うと先ほど佛田さんが言われたように、そんなにという話も多いかとは思いますが、そこから見えてくる部分で新しい芽はたくさん見えてくる、窓口にはなるだろうと思っています。

是非この一個一個が変われば大きく変わるというよりも、その次の芽を出すための議論はここで準備できるのではないかと期待しています。特にサプライチェーンの再構築をしないと、特に大混乱に陥って我々自身も淘汰の時代に入っていますので、農協さんだけに頼るのではなくて、農協プラスの形で日本の農産物のサプライチェーン、資材のサプライチェーンをもう一回きちっと構築し直すという意味では非常にいい議論だと思います。

松山事務局長 ありがとうございます。大変熱心な御議論をいただきまして、ありがとうございます。

それでは、一応今日資料4-2でお配りしております検討テーマの分類でございますけれども、比較的多くの皆様から全体としてはこういう方向でやってよろしいという御意見が多かったと思います。

例えば1の土地の関係ですけれども、これにつきましては山下委員、佛田委員からもいただいておりますゾーニングの問題。この1番、2番のところですが、これは特に山下委員の御指摘の施行規則の問題などについては、検討項目ということで検討しているということにさせていただいてはいかがかと思えます。

農業支援機関、農協の問題でございますけれども、これも非常に重要という御意見が多かったですので、ここにございます7番、3番、4番、左側で言いますと12番、13番、18番を中心に重点検討項目として取り上げていただくというようなことでお願いできればと考えます。

一応そういう整理で、勿論、農業委員会の重点検討項目のところですか、先ほど申しましたゾーニング規制についての頭出しをする。ここで分類しました重点検討項目、検討項目、調整項目まで、調整項目は基本的には事務局を中心にやらせていただこうと思えますけれども、各省に追加的にテーマとして取り上げるぞと。したがって、これについて考え方を示せということで追加的に各省に投げまして、回答をできるだけ早く得たいと考えます。

一応そんな方向でいかがかと思いますが、政務官、いかがでございましょうか。

田村政務官 大変皆様からの貴重な御意見、ありがとうございました。

大体事務局長にまとめていただいたような方向で副大臣、大臣に諮って、最終的に近々に決定をさせていただきたいという、事務局長が申し上げたような方向で大体決めさせていただきたいと思っております。

あと、そもそも検討の視点に関しては、いただいた御意見を踏まえて修正をして、最終的に委員の皆様にも改めてWGの前にもお送りさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

松山事務局長 それでは、そういうことでよろしゅうございましょうか。

あと、「今後の進め方」、資料5でございます。本日、第2回のWGをやらせていただいたわけでございますけれども、来週4月23日の金曜日、17～19時ということで第3回の農業WGの会合を開かせていただきたいと思います。次回、この論点、対処方針を議論いただくということで、重点検討項目を中心に論点整理、対処方針の検討をしていただければと思います。

先ほど主査からお話のありましたように、基本的な考え方、特にゴールをこのWGとしての基本問題についてのゴールと申しましょうか、最終的なターゲットをどういうところにある程度コンセンサスとして持っていて、そこに近づくロードマップという表現もありましたし、突破口というお話もございましたけれども、そういうものとして今回こういうものを取り上げていくというような整理になるのかと思いますけれども、そういう基本的な考え方についての整理を23日のときまでに、一応どなたかに起草いただくというのがあるのかもしれないんですけれども、事務局でとりあえずのたたき台みたいなものを準備いたしまして、事前にメールで御相談をさせていただくという方向で考えさせていただきたいと思えます。

佛田委員から御指摘もございました事実確認のためのヒアリングでございますが、23日に第3回をやっていただきまして、その次、連休に入って恐縮でございますけれども、29日に第4回の集中審議をやっていただくということでございますので、どういうスケジュールになりますか。来週、相当難しい、お願いをこれからいたしまして、対応していただける方がうまくつかまるかどうかという問題もあるかと思えます。

草刈分科会長代理 今のヒアリングの話、佛田さんが先ほど言われたのは大変大事だと思うんです。皆さんの中でも、テーマによって自分のところでヒアリングしたいなという

方がいらっしゃるんだと思うんです。それをお忙しい政務官をつかまえて全部一緒に全員でやるというのはほとんど無理だと思うんです。

だから、例えば佛田さんがこういう方とこういう方を呼んできてお話を聞きたいというときに、勿論、提案された方は出るとして、もう何人かの人で意見を聞くという過程を設けないと、ヒアリングの開催は難しいのではないですか。そういう形で遂行した方が皆さんの御要望を入れるという意味ではいいのではないかなという気がします。勿論、政務官が出てこられれば願います。だけれども、だめだったらだめでしょうがないからそれで簡便にやろうということでもいいのではないか。そうしなければヒアリングの開催は無理だと思います。

田村政務官 そこは大変日程も詰まっていますし、委員の皆様もそうだと思いますけれども、ヒアリングに関しては今、草刈会長代理がおっしゃったような形で日程調整をさせていただいて、委員の方も出られる方には是非出ていただいてという形でいいと思います。

松山事務局長 ありがとうございます。

それでは、こういうスケジュール感でございますので、来週 23 日の前ないし再来週の全般、連休前というようなところで少人数になるうかと思えますけれども、では、佛田委員、例えばこういう人から聞いてみたらどうかというような提案もしていただきまして、ほかの方からもございましたら、御示唆をいただければと思います。

あとは 30 日に当 WG も含めまして、WG からの報告を第 2 回の分科会で行いまして、連休明けの日程につきましては、そこに書きましたようなことでございます。

それでは、副大臣、よろしく願います。

大塚副大臣 今日もお忙しいところ、どうもありがとうございます。本当はフル参加したいんですが、最後 5 分ぐらいお伺いしていてもなかなか面白そうな話が飛び交っていたので、残念な思いでございます。

来週、事務局案として方向付けというか、多少シナリオめいたことをお示しすると先ほど松山さんからお話しがありましたが、ものすごい短い期間で御尽力いただいておりますので、欲張ると何もできなくなりますので、しかし、今回の規制改革分科会の 6 月に出す答えが、例えば農業であれば、農業はこういうことだから日本の農業は伸びなかったんだということを国民の皆さんにお気づきいただけるようなシンボリックなアウトプットを出せば大変ありがたいなと思っております。私自身も勿論、任せっきりにするつもりは全くありませんので、一緒に考えて一度素案を示したいと思えます。

最後に提案ですけれども、先ほどヒアリングみたいなお話が出ていましたけれども、吉田さんとか山下さんとか、農業に直接関わってお詳しい方はともかく、例えば相澤先生とか個別にも聞いてみたいというニーズがもしあれば、どここの農協に話を聞きに行きたいとか、どこかの農業生産法人に 1 人でも話を聞きに行きたいという御要望がありましたら、いきなりお電話されると向こうも何のことかわからないと思えますので、事務局にそういう御要望を言っていたら、それをつないで個人個人でも聞きに行っていただけ

るように、もしそういう御要望があれば事務局の方でうまく御協力してください。そういうことで是非それぞれの足でも稼いでいただくということでよろしく申し上げます。

松山事務局長 よろしゅうございますか。ありがとうございました。

それでは、本日大変熱心な御議論をいただきましてありがとうございました。次回は 23 日金曜日の 5 時からということでございます。それまでにも御連絡申し上げますので、よろしく申し上げます。どうもありがとうございました。